＜様式2＞

**秘密保持契約書**

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、奈良県立医科大学施設総合管理業務に対する経費削減支援業務委託の公募型プロポーザル方式による業務委託者の選定手続（（以下「本選定手続」という。）に関し、次のとおり秘密保持契約を締結する。

（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本選定手続において、次項の定めに従い相手方から秘密情報として特定されて開示される情報（以下「秘密情報」という。）を書面による相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示し又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

　　　①相手方から開示された時点で既に公知であったもの又は相手方から開示された後

に自らの責めによらず公知となったもの

　　　②相手方から開示された時点で既に自らが保有していたもの

　　　③正当な権原を有する第三者から合法的手段により秘密保持義務を負うことなく開

示されたもの

　　　④相手方の秘密情報によることなく、独自に開発したもの

２ 　裁判所、官庁等の要請または法令に基づき秘密情報の開示を求められた場合には、本条第１項および次条に定める義務は及ばないものとする。ただし、この場合でも秘密情報として存続するものとし、又、開示に際しては、開示する秘密情報を最小限に留めるとともに、事前に開示者に開示先及び開示情報の範囲を通知しなければならない。

（流用禁止）

第２条　甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を書面による相手方の事前の承諾なしに、本選定手続の目的以外に使用してはならない。

（秘密情報の管理）

第３条　甲及び乙は、開示を受ける秘密情報の取扱責任者を定め、取扱責任者を変更したときは、速やかにその旨を相手方に書面で通知するものとする。

　　　　（１）甲：氏名　　上野　聡

　　　　　　　　　所属　　法人企画部財務企画課

　　　　　　　　　役職　　課長

　　　　（２）乙：氏名

　　　　　　　　　所属

　　　　　　　　　役職

２　 甲及び乙は、本選定手続に関係する自己の役員又は従業員若しくは教職員（学生を除く。）に対し、必要かつ相当な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、当該開示は、当該開示を行う者が当該開示を受ける者に対し、その所属を離れた後も含め、自己が本契約に基づき負担するのと同等の義務を遵守させることを要するものとする。

（有効期間）

第４条　本契約の有効期限は、令和元年１２月２０日に発効し、奈良県立医科大学施設総合管理業務に対する経費削減支援業務委託の発注業者が決定するまでの間とする。

ただし、第1条、第2条及び第3条第2項の規定は、本契約終了後も３年間有効に存続する。

（協議）

第５条　本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意を持って協議しその解決に努めるものとする。

　 本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保管するものとする。

令和元年１２月２０日

甲 奈良県橿原市四条町８４０番地

公立大学法人　奈良県立医科大学

理事長　　細井　裕司　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 印